

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化している新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、依然として厳しい状況が続きました。また、世界経済においても、一部の国・地域によっては回復の兆しが見え始めた一方で、同感染症による経済活動の低迷や株式市場の混乱などの懸念も大きく残っており、予断を許さない状況で推移いたしました。

当社グループが関連する建設業界におきましては、国土強靱化対策をはじめとする

公共投資は堅調に推移し、民間設備投資も持ち直しの動きが見られましたが、資材価格の上昇や建設技能労働者不足の問題が顕在化するなど、依然として留意が必要な状況が続いております。このような状況のなか、当社グループでは、中期経営計画「Creative 60」(2020～2024年度)の3つの重点施策に基づき、国内外におけるアライアンスグループの基盤強化と事業領域の拡充を推し進めました。また、事業環境の変化を慎重に見極めた資産戦略や収益力強化に向けた選択と集中を図る

など、会社の持続的発展と企業価値の向上に尽力いたしました。

2021年10月期の連結業績につきましては、売上高は1,894億16百万円(前年同期比5.8%増)となりました。営業利益は146億24百万円(同2.6%増)、経常利益は153億91百万円(同7.9%増)、また、親会社株主に帰属する当期純利益は89億7百万円(同5.2%増)となりました。

セグメント別の概況については次ページのとおりであります。

(注)本事業報告には写真やグラフ、図などご参考となる資料を掲載しております。
ご参考となる資料には、本注釈と同系色(橙色)の野線や地色を配しています。

第57期事業報告

建設関連事業

主力事業である建設関連におきましては、公共投資は災害復旧工事やインフラ関連工事、防災関連工事を中心に堅調に推移し、民間設備投資は地域差がありましたが、全体として建設機械のレンタル需要は底堅く推移いたしました。また、当社グループでは、高いシナジー効果の期待できる業務提携やM&Aを推進するとともに、市場環境に応じた資産の最適保有と機種構成の確保に注力するなど、業務効率化と生産性の向上により、収益力強化を推し進めました。これらの結果、同事業における地域別売上高の前年同期比は、北海道地区

6.7%増、東北地区1.9%減、関東甲信越地区2.5%増、西日本地区10.6%増、九州沖縄地区5.0%増となりました。

なお、中古建機販売につきましては、期初計画どおりレンタル用資産の運用期間の延長を進めていることから、売上高は前年同期比10.5%減となりました。

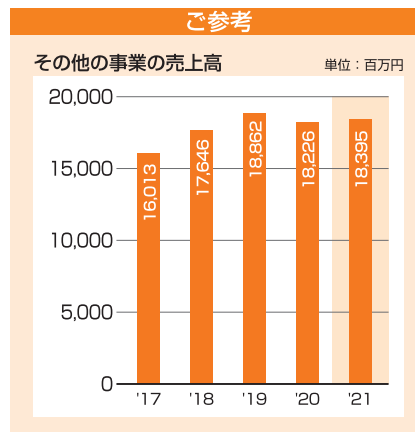
以上の結果、建設関連事業の売上高は1,710億20百万円（前年同期比6.3%増）、営業利益は130億43百万円（同1.5%増）となりました。



その他の事業

その他の事業につきましては、鉄鋼関連、情報関連、福祉関連ともに堅調に推移したことから、売上高は183億95百万円（前年同期

比0.9%増）、営業利益は11億10百万円（同14.5%増）となりました。



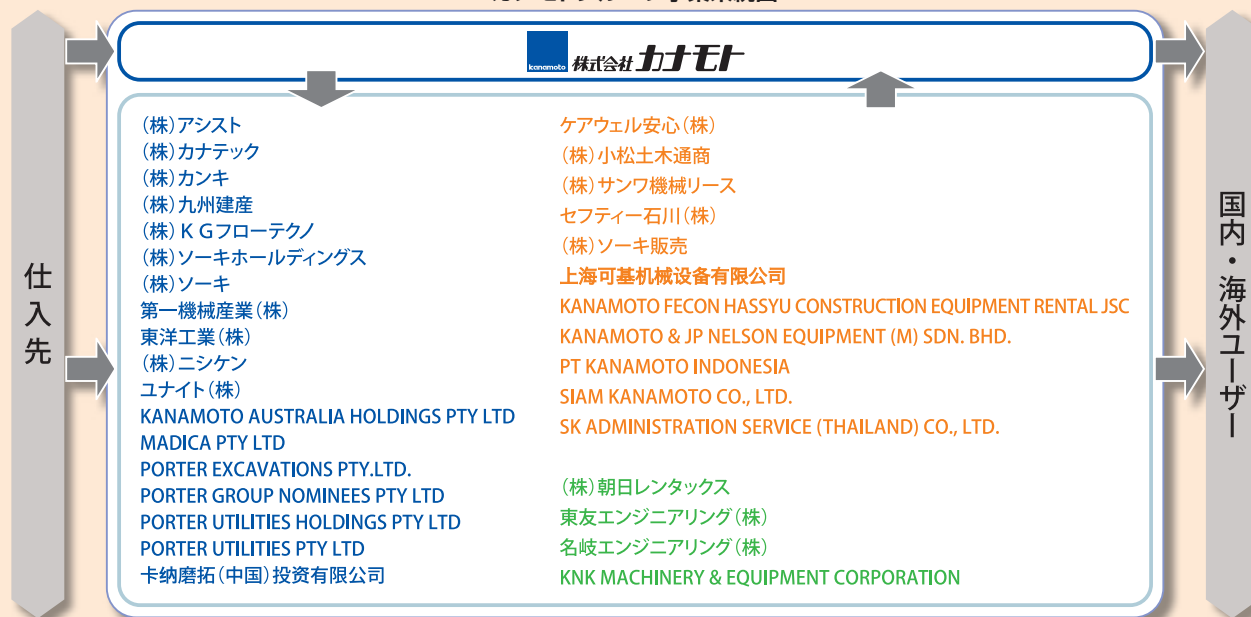
セグメント別売上高

(単位:百万円)

セグメント別	第56期 (2020年10月期)	第57期 (2021年10月期)	前年同期比増減率 (%)
建設関連事業	160,826	171,020	6.3
その他の事業	18,226	18,395	0.9
合計	179,053	189,416	5.8

ご参考

カナモトグループ事業系統図



(注) ①非連結子会社及び関連会社に対して持分法は適用しておりません。②➡はレンタル・サービスの提供、製品の販売を表します。
③青色は連結子会社、橙色は非連結子会社、緑色は関連会社を表します。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において増資または社債の発行による資金調達は行っておりません。

② 設備投資

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資は総額285億96百万円で、その内訳はレンタル用資産の購入が253億46百万円、営業所の新設・移転・増設など社用資産投資額が32億49百万円であります。

当企業集団における主な事業所の新設

株式会社カナモト

小浜営業所（福井県小浜市） 丸森営業所（宮城県伊具郡丸森町） 北九州営業所（北九州市）

東京建築営業所 特殊小型機械センター（埼玉県三郷市） ふたば営業所（福島県双葉郡双葉町） 中頓別機械センター（北海道枝幸郡中頓別町）

第57期事業報告

当企業集団における主な事業所の閉鎖

株式会社カナモト

該当事項はありません

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2018年10月期)	第55期 (2019年10月期)	第56期 (2020年10月期)	第57期 (2021年10月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	168,188	180,694	179,053	189,416
経常利益 (百万円)	17,925	18,277	14,268	15,391
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,857	11,430	8,466	8,907
1株当たり当期純利益 (円)	335.54	295.30	221.45	235.55
総資産 (百万円)	241,374	268,182	301,533	303,754
純資産 (百万円)	102,031	121,779	126,188	134,917
1株当たり純資産額 (円)	2,707.49	2,981.68	3,150.30	3,357.10

(注) 第57期(当連結会計年度)において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第56期に係る数値については、暫定的な会計処理の確定の内容が反映された後の金額になっております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響により景気の先行きは依然不透明な状況です。

当社グループの主力事業である建機レンタルビジネスにおいては、営業エリアの特性と顧客のニーズに即応したレンタル用資産の選択が重要であります。蓄積されたデータに基づき、営業効率の極大化を目指した資産構成を構築し、きめ細かな営業体制により強靱な収益体質を確立しなければなりません。また、単なる物品賃貸にとどまらず、ワンストップで総合的な顧客サービスを行う「ゼネラルレンタルカンパニー」を志向する必要があります。

① 人材育成、グループ、アライアンスの強化

建機レンタル業界においては、企業間競争の激化により一段と峻別・淘汰が進み、合従連衡の気運が高まる可能性があります。建機レンタル業界の主導的企業にふさわしい知識とスキルを持つ社員の育成に努め、国内外の事業拡大に即応した人材育成に取り組んでまいります。

また、ゼネラルレンタルカンパニー化に欠かせない事業領域拡張のため、グループ企業との連携強化・アライアンス企業との関係強化を図り、グループ間のシナジー効果向上を実現させます。

② 資産戦略の深化

レンタル用資産の導入においては市場ニーズを最優先させますが、近年ICT工法など国内建設需要の内容が変化しつつあることから、現時点のみならず、将来の市場性や収益性を十分に検討し、導入すべき資産の構成と適正量を決定いたします。

③ メンテナンスコストの最適化

レンタル用資産の価値の維持・向上は建機レンタルビジネスにおける生命線であり、そのためのメンテナンスコストは欠かせませんが、支出にあたってはグループ内の知見を結集し、最適化することにより原価率の低減を目指します。

④ 海外事業

既進出国において営業活動を強化するのはもちろん、資産管理と収益管理を徹底し収益の底上げを図ります。

(5) 主要な事業内容 (2021年10月31日現在)

事業内容	主な取扱商品
建設関連事業	建設用機械・器具、建設用仮設資材、建設用保安用品、計測機器、仮設ユニットハウス等のレンタル・販売
その他の事業	型钢、鋼板、丸棒等鉄鋼製品の販売、請負工事、コンピュータ等のレンタル・販売、福祉用具、介護用品のレンタル・販売等

(6) 企業集団の主要拠点等 (2021年10月31日現在)

① 主要な営業所及び工場の状況

当社は、本社管理本部を札幌市中央区に置き、営業統括本部を東京都港区に置いております。

なお、主要な営業所の数は下記のとおりであります。

■ 国内地域別事業所数 (非営業部門は除く)

	地域名	建設関連事業		その他の事業	
		当社単独	連結子会社	当社単独	連結子会社
国内	北海道	67	27	3	0
	東北	58	15	0	0
	関東	40	28	1	3
	中部	24	9	0	0
	近畿	8	17	0	9
	中国	3	3	0	11
	四国	4	1	0	0
	九州	4	82	0	23
海外	中国	0	2	0	0
	豪州	0	9	0	0
合計		401		50	

第57期事業報告

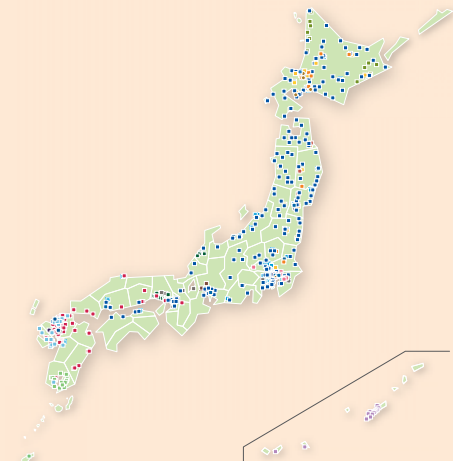
ご参考

カナモトアライアンスグループ

	株式会社カナモト
	株式会社アシスト
	株式会社カナテック
	株式会社カンキ
	株式会社九州建産
	株式会社KGフローテクノ 株式会社KGフローテクノ
	株式会社ソーキ ホールディングス
	株式会社ソーキ
	第一機械産業株式会社
	東洋工業株式会社
	株式会社ニシケン
	ユナイト株式会社

	kanamoto australia holdings pty ltd	KANAMOTO AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD
	MADICA	MADICA PTY LTD
	PORTER PLANT	PORTER EXCAVATIONS PTY.LTD.
	PORTER PLANT	PORTER GROUP NOMINEES PTY LTD
	PORTER UTILITIES	PORTER UTILITIES HOLDINGS PTY LTD
	PORTER UTILITIES	PORTER UTILITIES PTY LTD
	kanamoto(china) investment co., ltd.	卡纳磨拓(中国)投资有限公司
	ケアウエル安心	ケアウエル安心株式会社
	KOMATSU DOBOKU TRU/HO	株式会社小松土木通商
	sanwa	株式会社サンワ機械リース
	SAFETY I/SHIKAWA CORPORATION	セフティー石川株式会社
	SOOKI SALES 株式会社ソーキ販売	株式会社ソーキ販売

	上海可基机械设备有限公司 上海可基机械设备有限公司	上海可基机械设备有限公司 上海可基机械设备有限公司
	KANAMOTO FECON HASSYU CONSTRUCTION EQUIPMENT RENTAL JSC	KANAMOTO FECON HASSYU CONSTRUCTION EQUIPMENT RENTAL JSC
	KANAMOTO & JP NELSON EQUIPMENT (M) SDN. BHD.	KANAMOTO & JP NELSON EQUIPMENT (M) SDN. BHD.
	kanamoto INDONESIA	PT KANAMOTO INDONESIA
	SIAM KANAMOTO CO., LTD.	SIAM KANAMOTO CO., LTD.
	SK ADMINISTRATION SERVICE (THAILAND) CO.,LTD.	SK ADMINISTRATION SERVICE (THAILAND) CO.,LTD.
	株式会社 朝日レンタックス	株式会社朝日レンタックス
	東友エンジニアリング 株式会社	東友エンジニアリング 株式会社
	名岐エンジニアリング 株式会社	名岐エンジニアリング 株式会社
	KNK MACHINERY&EQUIPMENT CORPORATION	KNK MACHINERY&EQUIPMENT CORPORATION
	SUGA スガキヤ	管機械工業株式会社
	町田機工 株式会社	町田機工株式会社



カナモトアライアンスグループの営業拠点は国内515拠点、海外も合わせると536拠点

② 企業集団の使用人の状況

	使用人数(名)
建設関連事業	3,269
その他の事業	319
全社(共通)	205
合計	3,793

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、役員、嘱託、臨時社員を含んでおりません。
 2. 使用人数合計は前連結会計年度末に比べ117名増加しております。
 3. 全社(共通)として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

③ 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
2,016	+17	38.5	11.3

(注) 使用人数は就業人員であり、役員、嘱託、臨時社員を含んでおりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社アシスト	136	100.0	什器備品・保安用品等のレンタル・販売
株式会社カナテック	100	100.0	仮設ユニットハウスの設計・販売
株式会社カンキ	99	93.6	建設機械のレンタル・販売
株式会社九州建産	70	90.1	基礎機械を主力とする建設機械のレンタル・販売
株式会社ソーキホールディングス	1	100.0	持株会社
第一機械産業株式会社	20	100.0	建設機械のレンタル・販売
東洋工業株式会社	31	100.0	シールド工法関連の周辺機器のレンタル・販売
株式会社ニシケン	1,049	77.6	建設機械、仮設資材、福祉用具、介護用品等のレンタル・販売
ユナイト株式会社	1,144	66.9	道路建機のレンタル・販売、道路工事施工
株式会社KGフローテクノ	20	100.0	地盤改良工事や地下構造物建築に利用する特殊機械のレンタル・設計製造販売
卡纳磨拓(中国)投资有限公司	2,376	100.0	建設機械のレンタル・販売
KANAMOTO AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD	5,687	100.0	持株会社

- (注) 1. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。
 2. 株式会社カンキ及び株式会社ニシケンの出資比率は、自己株式を控除して算出しております。

第57期事業報告

(8) 主要な借入先及び借入額 (2021年10月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	5,905
株式会社北洋銀行	4,960
株式会社北海道銀行	4,085
株式会社七十七銀行	4,005
株式会社みずほ銀行	3,750
北海道信用農業協同組合連合会	3,325
農林中央金庫	2,955
株式会社青森銀行	1,300
株式会社福岡銀行	1,155
株式会社西日本シティ銀行	1,155

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要の経営課題の一つとして位置付けております。配当政策に関しましては、今後も事業環境に関わらず一定の配当を安定して行い、さらに業績に応じた利益還元を加えていきたいと考えております。その上で、財務体質の強化と将来の積極的事業展開に必要な内部留保の充実を図ることを基本方針としております。

当期2021年10月期の期末配当は45円、中間配当25円と合わせて、1株当たり年間配当は70円とすることを取締役会で決議しております。

また、内部留保金は、レンタル用資産等の設備投資の源泉として株主資本充実に充てる予定です。なお、資本政策を機動的に行えるよう自己株式買入れの体制も整えております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2021年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 130,000,000株
- ② 発行済株式の総数 38,742,241株 (自己株式924,846株を含む)
- ③ 株主数 9,768名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,368	8.91
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	2,695	7.13
オリックス株式会社	960	2.54
カナモトキャピタル株式会社	915	2.42
株式会社北海道銀行	888	2.35
東京海上日動火災保険株式会社	802	2.12
株式会社北洋銀行	763	2.02
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	756	2.00
CEP LUX-ORBIS SICAV	731	1.93
デンヨー株式会社	625	1.65

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、自己株式を保有していますが、上記大株主から除外しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数(株)	交付対象者(名)
取締役	9,200	8

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告15ページ「②非金銭報酬等に関する事項」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、株主価値の向上を図るため、2021年12月10日開催の取締役会において、取得する株式総数の上限を120万株、取得価額の総額の上限を20億円として、2021年12月13日から2022年4月21日の期間で市場買付けにより自己株式を取得する旨を決議いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

第57期事業報告

4. 会社役員に関する事項 (2021年10月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金本 寛中	代表取締役会長	卡纳磨拓(中国)投资有限公司董事長
金本 哲男	代表取締役社長 執行役員 営業統括本部長	東洋工業株式会社代表取締役社長 ユナイト株式会社代表取締役会長 株式会社KGフローテクノ代表取締役会長 株式会社ソーキホールディングス代表取締役社長 株式会社カンキ代表取締役会長
成田 仁志	取締役 執行役員 業務部長 兼 特販部長	
金本 龍男	取締役 執行役員 レンタル事業部長 兼 レンタル事業部北海道地区統括部長 兼 鉄鋼事業部管掌	
橋口 和典	取締役 執行役員 人事部長 兼 事業開発室長	
三野宮 朗	取締役 執行役員 レンタル事業部西日本地区統括部長 兼 九州地区統括部長	
渡部 純	取締役 執行役員 レンタル事業部広域特需営業部長 兼 ニュープロダクソ室管掌	株式会社KGフローテクノ代表取締役社長
廣瀬 俊	取締役 執行役員 経理部長 兼 広報室長 兼 事務センター管掌	
山下 英明	取締役 執行役員 海外事業部長	
内藤 進	取締役(社外取締役)	
有田 英司	取締役(社外取締役)	
米川 元樹	取締役(社外取締役)	
田端 綾子	取締役(社外取締役)	弁護士
大川 哲也	取締役(社外取締役)	弁護士
金本 栄中	常勤監査役	
横田 直之	常勤監査役	
生島 典明	監査役(社外監査役)	
松下 克則	監査役(社外監査役)	
石若 保志	監査役(社外監査役)	公認会計士

(注) 1. 取締役内藤進氏、取締役有田英司氏、取締役米川元樹氏、取締役田端綾子氏、取締役大川哲也氏は、社外取締役であります。

2. 監査役生島典明氏、監査役松下克則氏、監査役石若保志氏は、社外監査役であります。

3. 監査役横田直之氏、監査役松下克則氏は、銀行業務の経験が長く、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役石若保志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役内藤進氏、取締役有田英司氏、取締役米川元樹氏、取締役田端綾子氏、取締役大川哲也氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。

6. 監査役生島典明氏、監査役松下克則氏、監査役石若保志氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。

7. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める限度額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社および一部の子会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社および一部の子会社の取締役、監査役、執行役員

② 保険契約の内容の概要

当該保険契約により被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意による法令違反に係る損害賠償請求など一定の事由に対しては填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額会社が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬額等の総額

① 当事業年度に係る報酬額等の総額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	15 (3)	110 (4)	99 (4)	11 (-)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	30 (5)	30 (5)	- (-)
合 計	20 (6)	141 (10)	130 (10)	- (-)

(注) 1. 上記の支給人員には、無報酬の取締役2名(社外取締役)は含まれておりません。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等相当額102百万円(賞与を含む)は含まれておりません。

② 非金銭報酬等に関する事項

当社は、取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。対象取締役は当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。この金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1991年1月24日開催の第26回定時株主総会において年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の取締役の人数は9名です。また上記年額報酬とは別枠で、2021年1月28日開催の第56回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対して、譲渡制限株式として年額100百万円以内と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2007年1月26日開催の第42回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の監査役の人数は2名です。

第57期事業報告

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、多数の取締役が執行役員を兼務しております。取締役の報酬は経営の意思決定及び監督機能の対価として定額的なもの、執行役員の報酬は業績に応じた評価を反映したものとし、報酬の一定部分を業績に連動させることでインセンティブとして機能するようにしており、それぞれを明確に分けて考えております。

社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から定額報酬としております。

取締役の報酬については、取締役会において代表取締役社長に一任することを決議した上で、各取締役に対する評価を元に、株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で報酬を決定しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長金本哲男に委任しております。委任した理由は、当社業績を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は個人別の報酬等について当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における活動状況

区分	氏名	社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	内藤 進	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席しております（出席率100%）。主に企業経営者として豊富な経験と専門的な知見から議案及び審議に関し必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
取締役	有田 英司	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席しております（出席率100%）。主に業界経験と知見から議案及び審議に関し必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
取締役	米川 元樹	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席しております（出席率100%）。主に企業経営に関して議案及び審議に関し必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
取締役	田端 綾子	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席しております（出席率100%）。主に弁護士としての専門的見地から議案及び審議に関し必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
取締役	大川 哲也	就任以降開催の取締役会4回すべてに出席しております（出席率100%）。主に弁護士としての専門的見地から議案及び審議に関し必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
監査役	生島 典明	当事業年度開催の取締役会5回すべてに（出席率100%）、また、監査役会8回すべてに出席しております（出席率100%）。主に市政に関与し行政運営に携わってきた豊富な経験から、必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
監査役	松下 克則	当事業年度開催の取締役会5回すべてに（出席率100%）、また、監査役会8回すべてに出席しております（出席率100%）。主に長年の金融機関への勤務経験及び他社における常勤監査役としての経験から必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。
監査役	石若 保志	当事業年度開催の取締役会5回すべてに（出席率100%）、また、監査役会8回すべてに出席しております（出席率100%）。主に公認会計士としての専門的見地から必要な助言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。

(注) 上記の他、意思決定の迅速化を図るため会社法第370条の規定に基づく書面決議を4回実施しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等を総合的に検討し、また過去の報酬実績も参考にして、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2021年1月28日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定の決議をいたしました。それに伴い、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について改定を行いました。決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社は、企業理念として「倫理規程」を定め、これをコンプライアンスに関する規範としております。社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下、全社を挙げて法令・倫理規程遵守の体制を整備するとともに、当社の企業理念、社員行動基準を集約したハンドブックを作成し、全役員に配布することでコンプライアンス精神の浸透を図っております。また、相談・通報制度として、窓口を社内のみならず社外にも設置し、社員等からの相談・通報を直接受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないよう万全の体制を期しております。なお、重要な法的課題に対しては社長直轄の諮問機関として法務室を設置し、意思決定において適法な判断を行うことができるものとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内にて定める文書取扱規程、文書保存規程に則り文書等の保存を行っております。また、情報の管理については内部情報管理規程および一般情報管理規程に沿い、個人情報については当社の個人情報保護規程および個人情報保護マニュアルに沿って対応しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社は、各部門が所管業務に付随するリスクを認識、評価する仕組みを整備し、事前に予防する体制を構築しております。各部門の権限と責任を明確にし、取締役会の下、組織横断的にリスク管理の状況を監督し、新たなリスクを発見できる体制を構築しております。また、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生、または発生するおそれが生じた場合は、「有事対応マニュアル（コンティンジェンシー・プラン）」に基づき適切に対応するとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社子会社は、定期的開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行および監視に関する意思決定を機動的に行っております。当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受けております。経営計画については、次期事業年度および中期の予算を立案し、具体的数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に示しております。各部門では部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的施策を実行しております。また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担うものとしております。また、取締役の任期は1年とし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するものとしております。

⑤ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の「倫理規程」をグループ各社へ準用するよう求め、そこで規定されるコンプライアンス委員会や相談・通報制度の対象範囲をグループ企業全体に広げ、業務の適正化が行き渡るようにしております。

また、当社および関係会社は、金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制および決算財務報告に係る内部統制ならびに業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行っております。なお、財務報告に係る内部統制において、各組織(者)は以下の役割を確認しております。

[1] 経営者は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用しております。

[2] 取締役会は、経営者の内部統制の整備および運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行しているか経営者を監視、監督しております。

- [3] 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備および運用状況を監視、検証しております。
- [4] 内部統制監査室は、監査規程に則り、当社および関係会社における財務報告に係る内部統制の有効性について経営者に代わり独立した立場で客観的に評価し、必要に応じてその改善、是正に関する提言とともに経営者ならびに取締役会に報告しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人につきましては、監査役の要請に応じて業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。監査役が指定する補助すべき事項につきましては、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする一方で、監査役の指示の実効性を確保しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の人事（任命・異動・評定）については、監査役の同意を得るものとします。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席します。当社および当社子会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告しております。常勤監査役は、稟議書の回覧を受け、必要に応じて、取締役および使用人にその説明を求めることができます。監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとします。

また、監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をしており、内部統制監査室は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役ならびに監査役に監査報告書を提出します。

なお、監査役および内部統制監査室は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っております。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用または債務を処理しております。

⑩ 反社会的勢力を排除に向けた体制

当社は、「倫理規程」のなかで、社会の秩序や安全ならびに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないこととする旨を定め、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修など、社員教育に努めております。また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除するものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社および当社子会社は、金融商品取引法の定めに従い、毎期内部統制の整備および運用状況を評価し、その適正性について外部監査人による監査を実施しております。

また、統制レベルを維持・強化する目的から、内部統制監査室による当社および関連会社の監査を毎期実施しており、必要に応じ、経営者および取締役会ならびに監査役会、内部統制委員会に報告しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

■ 連結損益計算書

	第57期 (2020.11.1~2021.10.31)
	(単位:百万円)
売上高	189,416
売上原価	133,812
売上総利益	55,604
販売費及び一般管理費	40,979
営業利益	14,624
営業外収益	1,140
受取利息及び配当金	206
受取保険金	357
受取賃貸料	83
受取出向料	69
為替差益	97
貸倒引当金戻入額	25
その他	300
営業外費用	372
支払利息	102
リース解約損	27
廃棄物処理費用	41
その他	201
経常利益	15,391
特別利益	59
固定資産売却益	21
補助金収入	18
関係会社株式売却益	20
特別損失	703
固定資産除売却損	275
投資有価証券評価損	172
関係会社株式評価損	174
抱合せ株式消滅差損	81
税金等調整前当期純利益	14,747
法人税、住民税及び事業税	5,145
法人税等調整額	△ 190
当期純利益	9,793
非支配株主に帰属する当期純利益	885
親会社株主に帰属する当期純利益	8,907

■ 連結貸借対照表

【資産の部】

(単位：百万円)

第57期
(2021.10.31現在)

流動資産	126,751
現金及び預金	56,093
受取手形及び売掛金	39,305
電子記録債権	7,319
商品及び製品	1,666
未成工事支出金	82
原材料及び貯蔵品	1,375
建設機材	18,055
その他	3,123
貸倒引当金	△ 269
固定資産	177,003
有形固定資産	156,135
レンタル用資産	98,046
建物及び構築物	18,024
機械装置及び運搬具	1,623
工具、器具及び備品	530
土地	37,684
リース資産	68
建設仮勘定	157
無形固定資産	6,904
のれん	4,111
顧客関連資産	1,276
その他	1,516
投資その他の資産	13,963
投資有価証券	9,249
繰延税金資産	2,175
その他	3,046
貸倒引当金	△ 507
資産合計	303,754

【負債の部】

(単位：百万円)

第57期
(2021.10.31現在)

流動負債	87,230
支払手形及び買掛金	37,082
短期借入金	14,015
1年内償還予定の社債	24
リース債務	1,269
未払法人税等	2,681
賞与引当金	1,548
未払金	24,545
その他	6,063
固定負債	81,607
長期借入金	31,460
リース債務	2,888
長期未払金	44,486
退職給付に係る負債	566
資産除去債務	588
繰延税金負債	1,501
その他	115
負債合計	168,837

【純資産の部】

株主資本	124,226
資本金	17,829
資本剰余金	19,326
利益剰余金	89,048
自己株式	△ 1,978
その他の包括利益累計額	2,729
その他有価証券評価差額金	2,249
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	541
退職給付に係る調整累計額	△ 60
非支配株主持分	7,960
純資産合計	134,917
負債・純資産合計	303,754

連結計算書類

■ 連結株主資本等変動計算書 第57期(2020.11.1~2021.10.31)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,829	19,324	82,599	△ 2,009	117,744
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,457		△ 2,457
親会社株主に帰属する当期純利益			8,907		8,907
自己株式の取得				△ 0	△ 0
譲渡制限付株式報酬		2		31	33
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	2	6,449	30	6,482
当期末残高	17,829	19,326	89,048	△ 1,978	124,226

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,522	-	△ 126	△ 49	1,346	7,097	126,188
当期変動額							
剰余金の配当					-		△ 2,457
親会社株主に帰属する当期純利益					-		8,907
自己株式の取得					-		△ 0
譲渡制限付株式報酬					-		33
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	726	0	667	△ 10	1,383	863	2,246
当期変動額合計	726	0	667	△ 10	1,383	863	8,728
当期末残高	2,249	0	541	△ 60	2,729	7,960	134,917

独立監査人の監査報告書

株式会社カナモト
取締役会 御中

2021年12月17日

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 達郎
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤森 允浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナモトの2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナモト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類に係る会計監査報告

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

■ 損益計算書

	第57期 (2020.11.1~2021.10.31)
	(単位：百万円)
売上高	117,687
売上原価	87,508
売上総利益	30,179
販売費及び一般管理費	22,676
営業利益	7,503
営業外収益	1,220
受取利息及び受取配当金	267
受取賃貸料	340
受取出向料	206
為替差益	98
貸倒引当金戻入額	69
その他	237
営業外費用	253
支払利息	53
その他	200
経常利益	8,471
特別利益	29
固定資産売却益	10
補助金収入	18
関係会社株式売却益	0
特別損失	525
固定資産除売却損	178
投資有価証券評価損	172
関係会社株式評価損	174
税引前当期純利益	7,975
法人税、住民税及び事業税	2,562
法人税等調整額	20
当期純利益	5,392

計算書類

■ 貸借対照表

	第57期 (2021.10.31現在)
【資産の部】	(単位：百万円)
流動資産	82,288
現金及び預金	35,310
受取手形	4,920
電子記録債権	5,334
売掛金	18,999
商品及び製品	368
未成工事支出金	47
原材料及び貯蔵品	866
建設機材	14,378
前払費用	346
短期貸付金	752
その他	1,037
貸倒引当金	△72
固定資産	147,255
有形固定資産	109,914
レンタル用資産	61,897
建物	10,390
構築物	2,644
機械及び装置	1,091
車両運搬具	37
工具、器具及び備品	256
土地	33,539
建設仮勘定	55
無形固定資産	757
ソフトウェア	574
電話加入権	20
その他	162
投資その他の資産	36,583
投資有価証券	5,550
関係会社株式	28,428
繰延税金資産	820
出資金	10
長期貸付金	1,567
その他	1,101
貸倒引当金	△ 896
資産合計	229,544

	第57期 (2021.10.31現在)
【負債の部】	(単位：百万円)
流動負債	60,071
支払手形	20,516
買掛金	5,597
短期借入金	9,550
未払法人税等	1,456
賞与引当金	759
未払金	19,117
未払費用	474
設備関係支払手形	399
その他	2,200
固定負債	61,992
長期借入金	25,240
長期未払金	36,378
資産除去債務	373
負債合計	122,063

【純資産の部】

株主資本	105,257
資本金	17,829
資本剰余金	19,340
資本準備金	18,950
その他資本剰余金	389
利益剰余金	70,065
利益準備金	1,375
その他利益剰余金	68,690
固定資産圧縮積立金	22
別途積立金	62,731
繰越利益剰余金	5,936
自己株式	△ 1,978
評価・換算差額等	2,223
その他有価証券評価差額金	2,223
純資産合計	107,480
負債・純資産合計	229,544

■ 株主資本等変動計算書 第57期(2020.11.1~2021.10.31)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	17,829	18,950	387	19,337	1,375	22	57,731	8,001	67,130
当期変動額									
別途積立金の積立				-			5,000	△ 5,000	-
剰余金の配当				-				△ 2,457	△ 2,457
当期純利益				-				5,392	5,392
自己株式の取得				-					-
譲渡制限付株式報酬			2	2					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-					-
当期変動額合計	-	-	2	2	-	-	5,000	△ 2,065	2,934
当期末残高	17,829	18,950	389	19,340	1,375	22	62,731	5,936	70,065

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 2,009	102,289	1,512	1,512	103,802
当期変動額					
別途積立金の積立		-		-	-
剰余金の配当		△ 2,457		-	△ 2,457
当期純利益		5,392		-	5,392
自己株式の取得	△ 0	△ 0		-	△ 0
譲渡制限付株式報酬	31	33		-	33
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	711	711	711
当期変動額合計	30	2,967	711	711	3,678
当期末残高	△ 1,978	105,257	2,223	2,223	107,480

独立監査人の監査報告書

株式会社カナモト
取締役会 御中

2021年12月17日

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 達郎
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤森 允浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナモトの2020年11月1日から2021年10月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月24日

株式会社カナモト	監査役会
常勤監査役	金本 栄中 (印)
常勤監査役	横田 直之 (印)
社外監査役	生島 典明 (印)
社外監査役	松下 克則 (印)
社外監査役	石若 保志 (印)

(第57期事業報告了)

以上